

北上市告示甲第54号

北上市移住支援金交付要綱（令和元年北上市告示甲第20号）の一部を次のように改正し、令和4年度分の補助金から適用する。ただし、令和4年4月1日前に移住した者に係る補助金の適用については、なお従前の例による。

令和4年5月20日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、北上市内への移住、定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北上市が岩手県と共同し、東京圏から北上市に移住し、就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、<u>岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領</u>（平成31年4月1日付け定雇48号岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(移住支援金の額)</p> <p>第6 移住支援金の額は、60万円とする。<u>ただし</u>、2人以上の世帯で、次の各号のいずれにも該当する場合は、<u>100万円</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、北上市内への移住、定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北上市が岩手県と共同し、東京圏から北上市に移住し、就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、<u>いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領</u>（平成31年4月1日付け定雇48号岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(移住支援金の額)</p> <p>第6 移住支援金の額は、<u>単身世帯にあっては</u>60万円、2人以上の世帯で、次の各号のいずれにも該当する場合は、<u>100万円</u>とする。<u>ただし、申請日の属する年度の前年度の3月31日時点で18歳未満である世帯員を帯同して移住する場合</u></p>

(1)～(5) [略]

(交付の申請)

第7 移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 二人以上の世帯の場合は、第6各号に規定する要件を満たしていることが分かる書類

(報告及び立入調査)

第11 市長及び岩手県知事（以下「知事」という。）は、北上市移住支援金の交付及び岩手県移住支援事業の適切な実施について確認するため必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

様式第1号（第7関係）

[略]

1 申請者欄

[略]

[略]

フリガナ				
氏名				

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

は、当該18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

(1)～(5) [略]

(交付の申請)

第7 移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 2人以上の世帯の場合は、第6に規定する要件を満たしていることが分かる書類

(報告及び立入調査)

第11 市長及び岩手県知事（以下「知事」という。）は、北上市移住支援金の交付及びいわて暮らし応援事業の適切な実施について確認するため必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

様式第1号（第7関係）

[略]

1 申請者欄

[略]

[略]

フリガナ				
氏名				
生年月日				

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

世帯の状況		1人世帯		2人以上の世帯	同時に移住した世帯人数（1の申請者を除く。）		人
移住支援金の種類		就業		起業		専門人材	
		テレワーク		関係人口			

[略]

様式第1号別紙1（第7関係）

[略]

1～5 [略]

6 北上市移住支援金の交付に関する事及び岩手県移住支援事業に関する事について、報告及び立入調査を北上市及び岩手県から求められた場合には、これに応じること。

7 [略]

[略]

様式第1号別紙2（第7関係）

[略]

北上市及び岩手県は、北上市移住支援金の交付及び岩手県移住支援事業の実施に際して得た申請者（2人以上の世帯である場合は世帯員を含む。）の個人情報について、北上市及び岩手県が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、それぞれの事業の実施のために利用します。

(1) 世帯の状況

	1人世帯		2人以上の世帯	同時に移住した世帯人数（1の申請者を除く。）	人
				上記世帯の人数のうち18歳未満の者の人数	人

(2) 移住支援金の種類

	就業		起業		専門人材		テレワーク		関係人口
--	----	--	----	--	------	--	-------	--	------

[略]

様式第1号別紙1（第7関係）

[略]

1～5 [略]

6 北上市移住支援金の交付に関する事及びいわて暮らし応援事業に関する事について、報告及び立入調査を北上市及び岩手県から求められた場合には、これに応じること。

7 [略]

[略]

様式第1号別紙2（第7関係）

[略]

北上市及び岩手県は、北上市移住支援金の交付及びいわて暮らし応援事業の実施に際して得た申請者（2人以上の世帯である場合は世帯員を含む。）の個人情報について、北上市及び岩手県が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、それぞれの事業の実施のために利用します。

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。